

平成30年鞍手町議会第2回定例会会議録（第3号）						
平成30年 3月13日						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開会開議						議長
平成30年 3月13日 午後1時00分						星正彦
閉会開議						議長
平成30年 3月13日 午後2時59分						星正彦
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏名	出欠 の別	議席 番号	氏名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	出席 13人	5	竹内利一	出欠		
	欠席 0人	6	田中二三輝	出欠		
	欠員 0人	7	星正彦	出欠		
		8	鯨坂省治	出欠		
		9	栗田幸則	出欠		
	10	久保田正之	出欠			
会議録署名員	11	岡崎邦博		12	須山由紀生	

職 出 席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局次長	長浦良	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	白石秀美	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興課長	立石一夫	出欠
	福祉人権課長	石井通稔	出欠	上下水道課長	原 敏勝	出欠
	税務住民課長	久保田 隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	松永憲昌	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成30年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月13日 午後1時開議

第3号

日程第1 一般質問

平成30年3月13日（第3日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

この際、町長に申し上げます。

一般質問における答弁は適切にお願いします。

4番議員 宇田川亮君の質問を許可します。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

12月議会に引き続き一般質問が私のところで2日間に亘って、それも先程議長が注意されたように町長の答弁自体が2転3転したり、又は発言の撤回をしたり、謝罪したり、そういうことになれば一般質問が出来ませんので、先程の議長の注意の通り適切な答弁をお願いいたします。

今回、町政運営についてというふうに大きな項目で上げていましたが、徳島町長の鞍手町政の運営のしかた、又は政治姿勢についてお伺いをしていきたいというふうに思っております。

先ず昨日はくからて病院の関係のところではちょっとお話をさせていただいていたのですが、先ずこの間の、9月議会の岡崎議員の質問で、私は一切やっていませんと言いながら調査特別委員会の中では全て認めます、謝罪しますということでした。しかし言葉の端々で、昨日もそうですが、なかなか心の中ではお認めになっていない。

だけでもこういった公式の場で又そういうことをおっしゃるといのがどういうことなのか、その点について、どういうふうに反省するのか、又そのまま行くのかについてお答え下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

昨日は本当にご迷惑をおかけいたしました。

今の質問にお答えいたします。

本当に私の不徳のいたすところでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

それでは少し細かいこととなりますがお尋ねしたいと思います。

先ず、町長は初めて当選されて、その後なかなか忙しくて町民、それから町外の方々からの対応にも追われているというようなお話で、臨時会を開いて参与を置いたことがありますね。参与を置いて、しかし参与になられた方は僅か数ヶ月でお辞めになって、しかしわざわざ臨時会まで開いてそういうことをやったのに対して、その後参与は全く置こうともしないし、もう必要ないのか、その点についてはどういうふうに考えているのでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

それ以後はいろいろと予算面の面から見ても内部協議をさせていただいて、年々お分かりのように財政状況が厳しい状況になっております。その辺のところは考えているところだというふうに認識をしていただければとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

ちょっとはつきり分からなかったのですが、もう今後は財政状況が厳しいから置かないという考えなのか、必要ないのか、財政状況が好転すればまた置こうとするのか、どう考えているのでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私が就任をしまして直ぐいろいろなことに直面をいたしまして、中学校の建て替え、移転のこともございまして、それと私がまだまだ町長をさせていただいて全く右も左もまだまだ分からないような状況下でございました。

それから5年とちょっと経ったわけではありますが、その間、自分なりに大体のところが、大まか見えてまいりましたし、見えてというか自分の仕事に対してもいろいろな外向的なことに対しても四季を通じて勉強をさせていただきまして、大分習得をして来たつもりでございます。

そういったところも踏まえて、またもし、いろいろなことが重なって、なかなか手が回らないよということであれば、そのようなときにはひょっとすると考えることがあるかも知れません。今の段階では財政、やはり逼迫した町民の皆さん方の大事な税金を執行するというのはちょっといささかどうかと、そのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

先程言いましたように臨時会を開いてまでして、町長肝いりで参与を置いたと。しかし、個人的に参与になられた方が辞められたら、そのまま居なくていいではなく本当は欲しかったのでしょうか。

また財政状況が良ければ置きたいということを言われていますが、今の答弁も含めてですが、個人的にその方をその役職に就かせるだけのための参与だったのではないかと今のところ私はそういうふうには受け止めるわけですよ。

その後、全然音沙汰ありませんから、その点についてはどう考えていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

その方だけを任命が云々というのはございません。

先程も言いましたように、その間私が四季を通じていろいろなことを勉強させていただいて分かって来たから自分自身でも、言うなれば参与というのは私の左腕、右腕的に存在だと思っていたのですが、今のところは私も習得を、少しは勉強させていただきまして、やれるなという思いがあったものですから、先程述べたようなとおりでございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

それはお伺いしておきます。

今回、町長の施政方針ですね。この中でも九州北部豪雨に関連して今後も危機管理体制の充実強化に努めないといけないというような文言も入っていますが、町長自身は現在どこに住まわれているのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

小牧に住んでおります。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

365日、出張以外はそうですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

東京に出張する前は一日前に福岡のマンションに行きまして、飛行機が朝早い便とかになりますので、アクセスを考えた場合には福岡なら空港の直ぐ近くでありますので、乗り

遅れたらいけないということも鑑みまして、東京等に出張の1日前は福岡にいます。

また、福岡で会議があって、懇親会とかいろいろあります。遅くなった場合には福岡に泊まって逆に朝車で鞍手に走ってきていると、6時半には鞍手にはおるといような状況でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

それはいつ頃からですか。小牧にずっと、今の答弁のとおりになったのは、最初からそうですか。町長が就任してからそうですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

町長に就任してというが、私はその前は酒の組合の全国の副会長をやっていたので、福岡の博多駅の裏に事務所がございました。1日置きか毎日ぐらいにその事務所には詰めておりましたし、殆ど出張で東京～福岡というような全国、北海道に行ったり鹿児島に行ったりということで、日本中を飛び回っておりました。

そういう時に、先程言いましたように福岡の方がアクセスがよろしいものですから、そこからいろいろなところに出張していたと、そういうふうに記憶しております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

町長の生活実態は小牧に9割方いるということでよろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

住所も当然小牧に住所がありますし、私の家族みんな、息子も姉もおりますし、当然息子が経営しております商売の方も鞍手に根ざして、税金も鞍手にちゃんと落とさせていただいております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

最近は何も調べていませんが、庁用車の距離数が最近は大分抑えられているみたいですが、聞くとところによると年間2万キロ走ったり、年間2万キロといたら毎日福岡を往復しても足りないぐらいではないでしょうか。

何でそんなに使っていたのかというのが凄く疑問にあるわけですけども、町民の方の

お話ですけれども、朝4時ころだとか、朝早くに庁用車が福岡に町長を迎えにというようなことが結構あっているような、よく見かけるといようなお話があっていました。最近では分かりませんが。

これは記録等を調査すれば分かることだろうというふうに思いますが、いずれにしても福岡にもマンションを持っているということ言えば、昨年4月に、これはまた病院の問題にもなりますけれども、政策推進課長だとか病院事務局長だとかを町長が福岡に居られるからホテルで会いましょうとか、結構福岡に呼び寄せて何かお話をするだとかということもあっているのではないですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

それはありません。この前調査特別委員会の中で言わせていただいたのは新宮で、丁度たまたま私が何かの用事で新宮に行っていたから新宮でということには調査特別委員会の中で話したと思います。そういうことでございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

新宮の話ではありません。4月1日でしたか、3月31日でしたか、に先程言いました病院長、病院局長、政策推進課長を福岡に呼び出して、ホテルで紹介した経緯があるでしょう。何で福岡なのですかというのが、だから此方の方に趣を置いて。

例えば、町内で話すのはなかなかというのであれば、それでも直方とか中間とか、この近辺でお話をするのが当然だろうと思いますが、しかしながら、町長はしょっちゅう福岡に居られるということなのか分かりませんが、町長が職員をわざわざ、あれは平日でなく日曜日だったか、に呼び寄せてお話をするだとかということのもやっていたのではないですか。それだけではないと思いますが、その点についてはどうですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私はその時は人目があるからということと、土日だったものですから私が何か福岡で用事があったと思います。週末だったと思います。日曜日ですか、福岡にいたものですかからそういうようになったということでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

それは私は分かりませんが、町長がそう言うのであればそういうことでしょう。ただ、出張以外も、祝日、こちらの行事のない時なんかも鞍手に居られるということで、もう一

度確認しとっていいですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

殆ど鞍手であります。

ただ自分のリフレッシュ時間を取るためには、いろいろ旅行もしたり、いろいろなところに行ったりはございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。庁用車のキロ数の問題もありますので十分気を付けてやっていかないといけなかったのではないかと。町民の目がありますから、そういうことからすれば、やはり疑われないような行動を、町長は福岡に住んでいて、登庁するときに運転手を朝早く呼び寄せて、またここに出勤してというようなことがあったから年間2万キロも走ったのではないだろうか。それは調べれば分かることですが、そういうことをしたのではないだろうかというような疑いの目がありますから、その辺はないということで一応受け止めておきます。

もう一つ、町長の構想として前々からL字ライン、議会に報告はしていないけれどロ々にL字ラインというのが当初出ていました。

今ははっきりそういうふうには入っていますが、L字ライン上に公共施設を置きたい。と言いながら結局は中央公民館に集中、まあコンパクトシティというのは分かりますよ。私もそれについてはそんなに異論はないのですが、L字ラインと言いながら結局は1箇所を集めようとするから無理があるのです。

結局、病院も野球場移に移そうとしたでしょう。今度は野球場は外の所に作らないといけない。

庁舎を今度その横の所に建てようとしていますが、そうなったら墓所を移動しないといけない。石炭資料展示場も移動しないといけない、そこだけで3億掛かると。

今後30年、50年先を見据えて考えるなら、そういう場所を含めてもっと、L字ラインと言うならそこまで否定はしませんけれども1箇所だけにそういうふうなことをするのではなく、やはりライン上に利便性のあるような形をじっくり考えてやらないと、過疎債の関係もありますが、全部が過疎債を借りないと間に合わないからというところで、結局は20年、30年後に笑われるような、そういう病院、庁舎、そして位置がそういうふうになって来るのではないかというふうに思うわけですが、その点についてはどう考えていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

先ずL字ライン上にとというのは私が申しました。だけど議員さんがおっしゃるように中央公民館の辺りですか、そこにという断定したことは私は正直言ったことはないのですよ。内の担当部下にも将来を考えて、20年、30年先を考えて、町民がどうすれば便利になるか、ここで良かったねと言えるような場所をみんなで考えてやってくれと、そしてそれを検討委員会の方にも伝えて下さいと。私はそれだけを言っただけで、私が何処にしなさいということはありません。

それと、外の所も検討と、費用対効果を考えて検討すべきではないかという質問だと思いますが、一つはいろいろ球場の前の元工場があったところの土地等もご紹介がありました。

いろいろ鑑定評価をとっても見ました。ところがなかなか売り手さんの金額と鑑定価格との価格差の溝が埋まらなかったというところもございます。

そういった具合で彼所にという断定的なことでは決してございません。いろいろな費用対効果から、それと例えば別で何処かの土地を取得するときにはどれぐらい掛かるだろうとか、いろいろな部分においても検討して考えたつもりでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

町長そうではないでしょう。くらで病院の移転の候補地を選ぶのにL字ライン上に候補地を5箇所選んだではないですか。わざわざL字ライン上に、説明もそうだったですよ。町長の言うL字ライン上に、これは付度されたのですか。L字ライン上に5箇所ぐらい候補地を上げて、外の所は民有地を買い上げないといけない、そこはなかなか大変で時間が掛かるから、言い方が悪いかも知れませんが、手っ取り早い方法で町有地である野球場、照明の古いから、使えないからそこにしようという、そういった安易な考えからそういうふうになったのではないですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

病院の建設候補地につきましては確かにL字ラインで、候補地として5箇所上げさせていただきます。その中でいろいろな条件等を勘案して、先程町長も申しましたように民有地という候補地もありましたけれども最終的には5箇所上げて、その中で当然安易にということではなくて、やはり大きなところは財政上の理由とかがございます。それから過疎債の期限とかがあります。

5箇所の内全てが町有地であるのは野球場でありましたし、外の所は民有地も含まれていましたので、やはり手続上一番早いのが野球場であったというところもございます。

また、公共施設の管理、それから土地の有効利用ということも考えまして野球場にした

というところでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

町長の言ったことと全然違うじゃあないですか。L字ライン上にと言ったことはありませんと前に言いましたよ。

町長が言ったのですよ。そこは違うのではないですかと私が質問したら、今政策推進課長がL字ライン上に作るということに。

○町長 徳島 眞次君

そうです。

○4番 宇田川 亮君

そうですではないよ。町長がL字ライン上にやってという指示は一切一言も言っていませんと言ったではないですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私はL字ライン上にとは言ったのですよ。だけど中央公民館の辺りに限定しては言っておりませんとそういうふうにしたつもりですが。すみません。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

じゃあ政策推進課長がL字ライン上に候補地を捜したと答えたのはどう整合性がとれるのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

総合計画の中でL字ライン上と出ていたと思いますが。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

もう少し発言に責任を持って、今言ったことはそういう意味ではありませんとか、突っ込まれたらそういうふうに。L字ライン上とかは一切言っていませんと言ったのですよ。

一切言っていません、指示していませんと先程町長が言ったのですよ。

それは違うのではないですか、L字ライン上にと言ったら三戸課長に答弁させて、L字ライン上に候補地を選定しましたというふうに答えたではないですか。

中央公民館付近に限定してそういう指示をしたのですか。どうなんですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

すみません、私の言い間違いだと思います。L字ライン上がいいだろうなということは言いました。だけど中央公民館にと限定しては言っておりませんということを、そういう意味で言ったつもりですけれど。そういう意味です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

中央公民館に限定してはと言っていますと言いましたが、その前に、1回、1回変わるのですよ、町長自分の発言を覚えていますか。

その前、L字ライン上とか言っています、中央公民館の付近と、そして指示しました。今の発言は中央公民館のところとは言っていないと、全然違うではないですか。

これでは質問出来ないですよ。1回、1回答弁が変わってくるので何を元に、何が本当なのか、それに対しての質問というのは出来ないですよ。それは最初から言っているわけですよ。今回も何回も発言を撤回したり謝罪したりして来て、昨日も議会として抗議文を出しましたけれども。今日の質問の冒頭にも町長が謝罪して答弁を始められました。その姿勢をどう考えているのでしょうか。本当に質問にならないですよ。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

失礼いたしました。私がL字ライン上の辺りがいいだろうなということは申しました。だけど先程言ったように、限定してどの辺りにということは言っていないよという、そういう意味です。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

あまり深く言いませんけれども、最初にL字ライン辺りにという言い方かもしれませんが、そういうことは言っていないよというふうに最初町長が言ったわけですよ。答弁したわけですよ。後で議事録を見てもらったら分かりますが、今のだけで何回も2転3転しています。そういう姿勢ですよ、自分の発言にもうちょっと責任を持って答えていただきたいというふうに思います。

時間も過ぎて来ましたので次に行きます。

先程とも関連してくるわけですが、くらて病院の問題です。

くらて病院というのは今も問題になっていますが、病院移転を控えているわけですよ。今の正常化の問題とは別に、元々病院を新たに建設すると。そういう問題を抱えたくらて

病院で、町長は今年の3月に裏金問題の調査をしたいと言いながら、他の事務局長と他の方には何の説明もせず、そういうことを調査するためにという説明もせずに5人中3人の理事を入れ替えようとした。

よく知らない、町長しか分からない人、誰もが認めるとかというような方ではないのですよ、町長しか知らない方を5人の内3人の理事入れ替えようとした。

また、庁舎の移転問題ですね。1月議会でもプロポーザル方式ではなくて、いきなり町長の判断で一般競争入札を取り入れ、予定価格も公表しないと答弁されていますね。この両者の移転費用を合わせたら100億円以上ですよ。巨大事業です。

今言っただけで何かあるのではないかというような疑念が抱かれるわけですよ。

町民の皆さん、そして議会に対して少しでも疑念を抱かれないような責任ある説明、そして行動を取らないといけないというふうに考えるのですが、町長の答弁を求めます。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

町民の皆様や議会に対しまして疑念を抱かせたのであれば、それは私の説明不足であったのではないかなとそのように思っております。

今後は議会を始め町民の皆様にもそのようなことのないように町政運営に取り組んで行かなければいけないとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

未だにきちんとした説明はありませんよ、納得しませんよ。理事の問題でもそうです。

先程も言いました、町長しか知らない3人の方をいきなり理事に入れ替えようとした。本当に裏金問題だけでしょうか。これを裏付けるちゃんとした説明が、みんなが納得する説明をされていないですよ。

いや私はしていません清廉潔白です。それを繰り返すだけしかないですよ。そういうのをどういうふうに納得させて払拭させようというふうに考えているのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

調査特別委員会で答弁をいたしましたとおりでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

これは本会議ですから本会議できちっと説明して下さい。

○議長 星 正彦君

しばらく休憩します。

休憩 13時31分

再開 13時55分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

先程4番議員 宇田川亮君の質問に対して町長の答弁に疑問がありましたので再度町長の方から答弁をお願いします。

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

先ず理事を何故町長のあれで決めたのかという話だったと思いますが、2人の内の1人は県議員のご息子さんであります。そしてその方が特養を幾つか経営をされております。もう1人の方はそこを手伝っている方と前回も述べたかと思えます。

もう1人の方は、私が皮膚科に行っておりましたドクターで、その方はお医者さんで、たまたま私がその皮膚科に行っていたのですが、そこのお医者さんで幾つか病院を経営されている理事長さんでございます。

何故その人達にしたのかというのは、私が公認会計士に、これも前回言ったと思いますが、公認会計士に聞きましたところ、ややもすると半年からどうかすると1年ぐらい調査するにはかかるかも知れませんということでしたので、それやったら普通のサラリーマンの方なんかは無理だなと思って、申し訳ないけれどもなってくれませんかという願いをしたという経緯でございます。

それと、建物に関してのことだったと思いますが、くらて病院に多額のお金を注ぎ込むということの質問だったと思います。それに対して透明性を図って行く必要があるのではないかというご質問だったかと思えます。

くらて病院の事業全ての契約手続きについては、地方自治法に準じた地方独立行政法人くらて病院契約規定が定められております。この規約規定に基づいて進めて参りたいとそうように考えております。

くらて病院の建て替え事業が進められた場合は、事業主体はくらて病院になります。契約の締結について権限を有する契約責任者は病院の理事長さんになります。

契約の方法や契約の期間、或いは競争入札の参加者の資格等もこの契約規定に沿って進められて行くこととなります。

但し、くらて病院において入札事務等の経験が少ないことから、この契約規定の第29条において病院の職員以外の者にその事務を追わせることが出来ることとされております。この規定により、くらて病院と役場とで業務委託契約を結ぶことで入札等の事務作業については役場側で行うことも可能であるという答弁をしているかと思えます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今の説明は12月でも聞きましたけれども、それで町長しか知らない3人の理事を入れるということに関して納得出来ない。やっぱり疑念がある、しかも昨年3月31日に、先程も言いましたが、病院長、事務局長、政策推進課長を福岡のホテルに呼び寄せてその方達を紹介して、今度この方達が理事に入りますからという説明だけで、裏金問題を調査するとも言わず、何の説明もしないでただ入るからということしか言わなくて入れている。そういう行動事態がやっぱり何かあるのではないかとこのように疑念をいだかざるを得ませんよ。

例え裏金問題としても、先程町長の知っている公認会計士の方が1年近く掛かるかも知れませんよ。でもその間に上手く行けば、病院が正常なまま行けば基本設計、実施設計等々のいろいろなお話になって行く時期ではないですか。権限は理事長にあるかも知れませんが、やはり決めるのは理事会です。そういった町長の肝いりの3名の、町長しか知らない3名の理事が過半数を握った理事会でそういう話しも進めていかないとはいけませんよ。そういうところに町長の政治姿勢といいますか、行動について疑念を抱いている。ですからそういう行動を取らないようにというふうに言っているわけです。どうですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員がそのように思われるのであれば本当に申し訳ないなとそのように思っております。ただ、私はそういう何か目的があってというのは正直何もございません。いま述べましたように病院主体は当然理事長さんが主体でやられているわけでありますので、ただ私としてみれば頭の中に、調査特別委員会の中だったかでも言いましたけれども、10年前に役場の横領事件がございました。ですから、そういったことがちょっと頭の中を過ぎったものですから、これはやはり何とかしなければいけないという、ただ単純にそのように思っただけでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今から約25年ぐらい前でしたか、町長が初めて町長選に出馬した。私が初めて町会議員に立候補したときでもありましたけれども、その時はいろいろな事件があって、元町長が捕まって町長選挙があったという時でした。

その時に徳島町長は、やっぱり汚職のない公正、公平な町政にするためにと訴えて町長選を戦って来られたというふうに私は思っております。

だけでも、であるならば町長の説明自体が、私の本意としては本当にありませんとは言いながら、疑念を抱かざるを得ないような行動を取っているというのが一番の問題だというふうに思うわけです。いくら口で絶対そんなことはありませんと言っても、それを裏付けるものが何もないではないですか。そういう行動を是非反省していただきたいというふうに思います。

もう一つ、1月の臨時会で提案されました補正予算、この中に庁舎の移転の基本設計、実施設計の分の継続費等が含まれていました。

私が質問したときに一般競争入札で、予定価格も公表しませんというふうに言われました。

庁舎建設のスケジュールでは、何月から何月までどうしますとかというスケジュール表が載っていたのですね。それについてはプロポーザル方式でここからここまでやりますというふうに書いてあるわけです。

それは委員会で町長がお任せした委員会、庁舎特別検討委員会の資料の中に入っているわけです。委員の皆さんはそれを全部含めて町長に対して答申したわけです。

何も一般競争入札にしますとかということは、今日に至っても未だに説明がないわけですよ。その委員の皆さんには、それを何でプロポーザルから一般競争入札に変えたのか、しかも予定価格を公表しない、どういう意図があるのだろうかというふうに思うわけです。

今までずっとプロポーザル方式でした。しかも委員会の中の審議の中でもプロポーザル方式で行きますというふうにやってきたのに、これを変える権限は町長にしかありませんから町長が変えると、一般競争入札で行くと言わない限りは変えられませんよ。

何でそう変えたのですか。

○議長 星 正彦君

執行部に申し上げます。昨日の答弁では、いわゆる指名の在り方について質問がありました。その時に副町長が答弁されました。副町長が答弁されようとしています、私にはそういう権限はないということを申されたわけですから、今は副町長が答弁することではないというふうに思います。

町長。

○町長 徳島 眞次君

1月10日は、私も入札の件は任せておりますので勉強しなければいけないと思いましたが余所の近隣の首長さんからいろいろ教えていただいて、指名競争入札にしようと思ったところでございます。条件付きの一般競争入札です。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

だから検討委員会の委員の皆さんにもプロポーザルでというような資料まで配って、一般競争入札に変えるだとか、条件付きであろうが、そういうことをするというを未だ

に説明していないわけですよ。

勿論権限は町長にありますから、町長が変えると言ったら変わるのですが、何で変えたのですかと。今までプロポーザルで、庁舎の建設もプロポーザル方式で行こうというふうになったのに、町長が一般競争入札に変えたわけですよ。何でかと聞いているのです。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

一つは期間的なもので、プロポーザルだと何か3ヶ月から6ヶ月ぐらい掛かると聞きました。ですから時間的にはちょっと足りないのではないかとということで変えさせた経緯がございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

町長、本当にその場しのぎの答弁は止めて下さいよ。昨日の一般質問でプロポーザルだったら時間が掛かるって初めて聞きました。ありがとうございますと言っていたではないですか。時間が掛かるというのを昨日知ったのではないですか。その場しのぎの答弁をされてもらっては困りますよ。

じゃあ1月10日の臨時会の委員会審査の中で、総務課長にプロポーザルと一般競争入札とトータルでいえば時間的にプロポーザルの方がもの凄く時間が掛かるのかどうかというような質問がありましたが、その時の答弁を総務課長がされていますので同じような答弁をお願いしたいと思います。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

1月10日の日の総務文教委員会での私の答弁では、多分竹内議員の質問だったと思います。その時に私が答弁したのは、一般競争入札であれば入札した時点で業者が決まりますということで、最低でも1ヶ月ぐらいで業者が決まるだろうということで答弁しております。

そしてプロポーザルであれば、やはり最低でも3ヶ月ぐらいは掛かるのではないかと思っております。しかしプロポーザルであれば業者が決まるときにはほぼ概略が決まっているのではないかとということで、3ヶ月掛かっても3ヶ月後には大体の概略が決まっていて、業者がその時に決まると。

一般競争入札であれば業者は1ヶ月で決まりますけれど、その後概略を入札で落札された業者が考えるので、先を長くするか、後を長くするかということで違いがあるのではないかと、ですからそんなに一般競争入札とプロポーザルではそんなに時間的な差異ないの

でないかということをおは確かに総務文教委員会の中で答弁したと記憶しております。

以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

町長そういうところなんです。時間が掛かるからというのは答弁にならないわけですよ。しかも、時間が掛かると町長が知ったのは昨日ですよ。昨日そういうふうに答弁されました。1月10日の臨時会での町長の答弁については全く食い違ってきた。

もう一度一般競争入札に変えた理由、何で説明しなかった理由を答えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

透明性の確保の為にだと、私はそのように認識しております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

何で予定価格を公表しないのですか。

臨時会の時に予定価格は公表しますかと私は聞きました。町長はしませんと言いました。

するのですか、最低制限価格も公表しますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

予定価格は予算書を見れば分かるかと思っておりますので、それで公表しないということだと思っております。それと最低制限価格は設けないということで透明性を図るということで認識をいたしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

2分しかないのですが、最低制限価格を設けないというのはどういうことですか。何故公表しないのですか。最低制限価格をきちっと設けないと、それなりの品質を保てないと、だから最低制限価格というのを決めるわけですよ。そこを設けないのか動けないというのは何か利用が分りませんのもう一度お願いします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

設計業務におきましては委託業務でありますので、今現在でも最低制限価格というのは

設けておりません。工事に関しましては原材料とかの品質確保のために最低価格は設けておりますが、委託業務につきましては最低制限価格というのは今鞍手町では設けておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

それでも一般競争入札をするわけですか。委託業務、条件付きで。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

条件付きの一般競争入札を行いたいと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

最低制限価格は設けない、でも設計業務ですから品質には関係ないと言われるかも知れませんが、極端に言えば1円でも札を入れれば、それで通って来るわけですよ。だからその辺も考えて、もう一つ何で建設検討委員会の委員に説明していないのかというのを教えて下さい。答申が終わった後も未だに一切説明していないでしょう。そのことについて、何でというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

検討委員会の委員さんにはまだ説明はしておりませんが、それは検討委員会の中でも選定におきましては透明性の確保ということは言われております。それを日にちは忘れましたが、12月の町長査定の時に内部協議をいたしまして、透明性の確保をするには一般競争入札で行こうということで決定しましたので、そのとおりしております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

一般競争入札で行こうと決定しましたので、じゃなくて町長が決めるわけでしょう。違うのですか。何処かで会議をして決めたのですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

町長室の前の応接室でしております。以上です。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

課長が申しましたように、内部協議で決めさせていただきました。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

最終的には町長が決定ということでしょう。権限は町長にしかありませんので。いずれにしろきちんとした説明がないわけですよ。透明性の確保と言っていますが、プロポーザルは透明性の確保は出来ないのかといたらそうではありませんよ。此方の方が第三者の委員会も入って一番透明性の確保が出来ると私は思うのです。それを何で一般競争入札に変えないといけなかったのかというのが未だに分かりません。

先程も町長がきちっと説明できなかったではないですか。そのことについてもう一度お願いします。

それとお願いがありますが、先程の庁用車の関係で2万キロというようなお話もさせてもらいましたが、実際資料を見たわけではありません。ですから、これに関する資料を是非議会に提出していただきたいというふうに思いますが。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今の件は承知いたしました。

それと入札の件は、これはやはり私が先程申しましたように、近隣の首長さん、隣の宮若もそうですが、勉強させていただいて一番ガラス張りというか、透明性はどうなんですかと言ったら入札だということをお聞きしたものですからそのように決めた次第でございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上で宇田川亮君の質問を終了します。

次に、1番議員 熊井照明君の質問を許可します。

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

宇田川議員の話しに私も質問したいのですが、通告を入れていませんので、通告書に従って質問をさせていただきます。

先ず初めに任期付職員の採用についてということで質問をさせていただきます。

直方市の市長は弁護士の資格を持った市長さんです。

昨年弁護士を2人任期付職員として採用したということで新聞に載っておりました。採用の理由というのが、いろいろ書いてありましたが、行政に求められる役割が複雑化する

中、法律の専門的知識に基づいて検討、判断する必要があることからというふうに新聞に書いてありました。

県内では、北九州市、福岡市、古賀市、糸島市について直方市は5市目だそうです。

そこで任期付職員の採用について調べてみました。これは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律というのが平成14年の法律第48号で公布されております。で、各自治体は法律に基づいて条例を制定し、任期付職員を採用しているわけですが、あるインタビューがインターネットにありましたので、これを紹介させていただきます。

人口とか財政規模は全然違うここは大きな都市なのですが、兵庫県の明石市の泉市長も弁護士の資格を持っているそうです。

ここに任期付職員、ここは人数が多いのですが29年の12月時点で7人、それから30年の4月にも1人の弁護士の入庁が決まっているそうです。何故、弁護士を採用しているかについてですが、「大きなポイントとして地方の時代だと思っている。市民ニーズに対し、国を待つことなく自らの知恵を使って企画立案し条例制定する。そうした中で弁護士が十分活躍出来る時代だと思っている。

市民にとっては、費用はらず相談に応じているそうです。それは払っている税金の枠内で相談に応じている。」

ここから、これも泉市長が言っているのですが、「例えば債権回収では、市営住宅の家賃滞納が殆どなくなった。何故か、弁護士が毅然と直ぐに裁判をして明け渡し請求するから。」

この先も私が言うのではなく市長さんが言っています。「行政がトロトロやっていて家賃を払わないという悪循環を本来の姿に戻した。」

この任期付職員は、「他の行政職員と同じ仕事をしながら」これリーガルマインドと書いていました。「法律の実際の適用に必要とされる柔軟な、的確な判断を発揮するという状態になっている」そうです。「他の自治体もそろそろそういう方向に行ってほしい。」と発言されてありました。

どれだけ自治体があるのか調べて見たら、105の自治体があつて、法曹界の有資格者の在籍状況ですよ。150の方がいらっしゃるそうです。これは全部が全部大きな市とか、そういうところではありません。何々町、何々町、5つの町が、任期付職員で弁護士の資格を持った人が登用されています。

弁護士を職員として採用した多くの自治体からは5項目書いてあります。

「職員が問題を抱え込むことなく、自身と安心感を持って業務に取り組むことが出来る」というふうに、後利便性というか、必要性というか、効果が4項目ほど書いてありますが、これは割愛させていただきます。

鞍手町におきましても、諸々の対応があるのはご承知のことだと思います。これもなかなか縮減されません。滞納額を縮減して自主財源の確保することも一つの方法だと思います。

また、それとは別に、今後の鞍手町のためにも弁護士の資格を持った任期付職員という

のは、私は必要な人材ではないかなとのことで今回質問させていただきました。

私は、この先の鞍手町に対してどんなふうになるのだろうかと不安に思っております。これは私だけではないというふうに私は思っております。そういう声がありますから。

この条例を制定して高度の専門的な知識を持った任期付職員を採用して活用することについて町長はどのように考えられるか、思われるか、その辺を聞かせて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

先ず、今議員がおっしゃいましたことが重複するところがあるかと思いますが、任期付職員についてちょっとお話を申し上げたいと思います。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、先程議員がおっしゃいました3～5年の任期の常勤職員として、1つ目は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員。2つ目が、一定期間内に業務終了が見込まれる場合や、一定の期間に限り業務量増加が見込まれる場合に採用される職員。3つ目に、住民に対するサービスの提供時間の延長や繁忙時における提供体制の充実を図るために採用される短時間職員の3種類に分離されておるわけですが、当然、町としても以前より、議員がおっしゃいますような必要性は感じております。今後しっかりと研究を行ってまいりまして、議員のご指摘のとおり、これからは加速して任期付職員に係る任用、例規整備に検討を進めていたと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

さっき言った法律の3条、4条、5条を言われたと思います。私は3条、高度な知識を持つ職員を任期付職員として今後の鞍手町のためにも採用する考えはありませんかというふうに質問したつもりだったのですが、今検討されるということでのいいのですか。3条の方ですよ、4条、5条ではないです。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

弁護士さんとなると懐具合を調べなければいけないというのが課題かと思えます。

今も内の顧問弁護士が、富士法律事務所というところがございまして、いろいろなことにおいては直ぐに電話をしたりとか、書類においては直ぐにファクスを流して確認をしてもらうとか、そういう業務もやっていないことはございません。ちゃんと弁護士と連絡を取りながらやっております。

ただ議員さんがおっしゃいますように、やはりそれは役場の中に常駐の弁護士さんがおられるということは本当にごもっともでいい話だと私は思っております。ですから、先程も申しましたように、前向きにその辺のところも検討していきたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

検討されると言われたからいいのですが、これは29年の9月議会で、ある議員が臨時嘱託職員について一般質問がっております。その時に町長は答えておりますので覚えていると思いますが、非常勤職員、鞍手町、29年4月1日現在でいろいろな臨時、嘱託、もろもろを入れて108名。その時にたしか総務課長だったと思いますが、答弁されていません。

その時に、質問議員が他の自治体においては臨時職員を継続して任用している自治体もあるが、本町でも知恵を絞ればどうにかなるのではないか。そういう質問をされています。

その時に町長は、これは法令上うちの条例には法律があるので法律を変えないと施行できないと答弁されています。その条例、法律がさっき言った地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律ではないかなと私は思っております。

これは先程言いました、平成14年に交付されて、それから平成16年に改正されて、先程言われましたが、4条、5条、業務量との関連部分と任期付短期時間勤務職員の2つの部分が追加されています。

それから、この任期付職員について、平成26年7月4日付けの総務省の自治行政局公務員部長発という文書が発布せられていると思います。この中にいろいろ書いてありますが、一番下の方に、地方公共団体のおかれましても臨時、非常勤職員に替えて、任期付職員を採用する等、制度の更なる活用について検討をお願いしますという文書が来ていると思います。

それとは別に、平成28年12月27日付けで総務省、地方公務員の臨時、非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会報告書、これも来ていると思います。

この中には、臨時、非常勤の職の全てについて戸別的に検証を行った結果、職の中に常勤職員と同様の本格的な業務を行う職が存在することが明らかになる場合がある。このような場合には、各地方公共団体においては常勤、非常勤制度ではなく、本格的に従事することが可能である任期付職員制度の活用について検討することが必要であると、こういう報告が研究会の報告書が出ています。

検討はされているのかどうかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

熊井議員がおっしゃいますように、32年4月より、今度から会計年度任用職員というふうな形で臨時職員も変わっていております。それに伴いまして鞍手町も、議員がおっしゃいますように任期付職員の制度を条例化して、その方向に32年4月より進んで行くように今のところ、先程町長が申しましたとおりに検討して行きたいと今のところは考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

お尋ねですが、32年の4月を目標にということですか。これは各自治体を調べて見たら、こういう法律に基づいて条例を制定しているところは沢山ありますよ。そうして、いろいろな職の募集についても任期付職員の採用とちゃんとホームページに載っています。これは32年でなくてももっと早くに条例を制定して、これを嘱託職員から任期付職員に変えれるところは変えていった方が、これは雇われる方も条件がいいし、どうかしたら鞍手町に応募する人が少なくなる可能性がありますよ。嘱託職員と任期付職員は処遇が全然違いますから、これは早めに条例を制定した方がいいのではないかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私も議員が言われている嘱託職員についてはちょっと疑問を感じたところもございますので、早急に検討させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

早急に検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

鞍手町立保育所統合に係る基本構想についてです。

この基本構想の中に平成29年10月には当町で初めどこの保育所にも入所出来ない待機児童が発生したと書いてありました。何処の保育所にもと書いています。

現在の定数は全部5つ合わせると400の受け入れ体制、定数があるわけですが、これの理由は何ですかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

待機児童につきましては、その状況については福祉人権課長に答弁させます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

まず、はじめに待機児童の定義についてご説明させていただきます。

待機児童とは、保護者の就労等の理由により、小学校就学前の児童が家庭において必要な保育を受けることが困難であるとして、保育の必要性の認定を受け、保育所の利用を希望しているにも関わらず、いずれの保育所にも入所することが出来ない児童のことを指すものであります。

昨年10月に初めて待機児童が発生した理由は、児童の受入に必要な保育士の確保が難しい状況によるものでございました。

町といたしましては、ハローワークや福岡県保育士就労支援センターへの求人登録をはじめ、県内の保育士養成校への求人情報の通知、町のホームページや広報での求人情報の掲載等により、保育士確保に向けた努力を続けていましたが、その確保に至らず、本年3月時点で15名まで待機児童が増加している状況であります。以上でございます。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

保育士の確保ができなかったということですね。確保できなかった理由というのは分かりますか。近隣の市です。保育士の採用試験をしているのです。それから任期付職員の採用試験もしているのです。だからみんな良い条件の方に行きますよ。

先日新聞を見たら、県でも300何十人か400何十人ぐらい保育士が足りないということを書いてありましたが、嘱託保育士ではなく、嘱託保育士にした方が行政側とすれば賃金も安いし使いやすい、任期付職員にすると職員と同じ、ただ任期があるだけ3年間、伸ばして5年間。これを本当に確保しようと思うのだったらもう少し処遇の良いようにしないと保育士は集まらないと思いますよ。

言わせていただきますが、待機児童のない町として保育事業を展開して行くためには云々と書いてあります。ただ、私にすれば統合するためにこじつけたのではないかなとそう感じるのです。

次の質問に移りますが、待機児童のない町として私立保育園を拡張し、町立保育所を私は1園としていますが、保育所ですから一所とかななるのでしょうか、雇用面、経営面での効率を図ると書いてありました。どのように雇用面、経営面の効率を図るのか、また保育所の現状を教えてくださいたいと思います。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

現在、町立保育所の職員数は正規職員13名、嘱託保育士19名、パート保育士12名、

嘱託調理師等4名、パート調理師6名、合計54名でございます。

児童数につきましては、剣第一保育所で75名、西川第一保育所で47名、古月保育所で59名、合計181名という状況でございます。

また町立保育所1箇所にするということについてのメリットにつきましてご説明をさせていただきます。

町立保育所を3箇所に分散して保育士を配置するより、同じ保育士数であっても1所に集中して配置することで、より多くの児童の受入が可能となるものであります。

また、施設面においては、1か所に集中して整備費等を投入できることから、効率的に施設を維持・改修していくことが可能なことでございます。

具体的には、基本構想の42ページ、お手元にありましたらご覧下さい。

統合保育所の施設整備方針にあります保育室の充実や、トイレの拡充、調理室の整備など、保護者アンケート等での要望を踏まえた施設整備を予定しております。

私立保育園については、保育所等整備交付金等の国の財源を活用して施設整備費を補助することで定員増を図っていく計画となっております。

このことから、公立保育所・私立保育園の取り組みにより、待機児童の解消に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

いろいろ説明いただきました。保育所の統廃合についてはいろいろな考え方があると思いますが、私は反対ではないのです。これは統廃合で1園なら1園にした方が私いいと思っています。

というのは、正規職員より非正規の方が多いのです、これではやっていけませんよ。1箇所の保育所に所長を含めた職員が4人ですから、後は嘱託とかパートさんでしょう。これではやっていけないのが私は現実だと思います。

昔というか、私が仕事をしている時ですが、剣第2と西川第2、私が替わって民営化になったのですが、この時に私立保育所と町立保育所が互いに競い合っただけでより良い保育所にする。この場で私とその時は副町長、当時の議員さんはいらっしゃいますが、そういうふうなここで話しがなかなか決まらなかったのです。決まらなかったからそういう話をしてやっとな民間に2つの園を移行した経緯があるのです。

私は私立と同じように、公立も私立について同じようにする必要はない。私の考えはそうです。町立は町立で良い面を出していけば、町立らしいところでお互い競い合っただけで私はいいと思います。

ただ現状では今の3園の正規職員数では出来ないのですよ、私は早く統廃合した方がいいと思っています。

ただ、先程言いましたように職員数が足りません。嘱託職員、パートさんの協力が無い

とやっっていけないのです、これは現実だと思います。

また、この基本構想の中でも現場の職員からは正職員を増やして欲しい。子どもの定数だけで保育所の人数を決めるのではなく、気になる子が増えてきているので対応が出来るようにして欲しいと。保育所の計算は最低基準、子ども何人に対して保育士1人、それで決めていると思いますが、実際に現場からはこういう声が上がっています。

また、鞍手町子ども子育て会議の町立保育所統合に係る基本構想の答申の付帯意見が載っていると思いますが、この中に正規保育士の雇用や処遇改善を図り、保育士不足の解消に努めて下さいと書いています。

今後として正規職員の採用とか、先程も何回も言いますが任期付職員としての採用、これは他の自治体でも保育士の確保に努力をしているのですが、保育士の採用は考えていないのかどうかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

保育園の件で嘱託職員で賄っているというのは非常にイレギュラーだと私も思っております。ですから、やはりきちっとした形で正職を入れてやるのが本筋だと思っております。

ですから入れるということでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

今、町長から聞きました。現場の保育士さん達も喜ばれると思います。なるべく早く採用試験をできたらしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

保育所統合の候補地について。

この基本構想の中には古月保育所に設定ということが書いてありましたが、保護者にとって実際通っている保育所が一番通うのにも良いし、保育士も慣れた保育士が居るからいいと思うのですが、これは保育所を古月に選ばれたのはいろいろ条件が書いてありました。バランス的なことも条件の一つの中に入っていると思いますが、ただ、古月保育所はご存じのように昭和54年建築です。平成7年に屋上の防水工事をしました。

その10年後は平成17年だったと思いますが、これは私が居たときですが、この時も雨漏りがして防水工事をしてもらったのです。この時は補償期間があったから無償でしてもらいました。

あの保育所、屋根を見られたら分かると思いますが、今後も雨漏りをする可能性というのは多分にありますよ。そして、あの保育所は保護者が車で出入りするには出入りしにくいのです。出るときも斜めになって出るので左右見にくい。そういう状況になっています。

それから遊戯室。定員が130名を予定していると書いてありますが、生活発表会とか

となると保護者は勿論ですが、おじいちゃん、おばあちゃんも見に行かれるのです。過程ですが130に入ったとして、これ以上増えるかも分かりませんが観覧出来るような遊戯室とっておられます。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

先ず遊戯室、小学校で言えば体育館のようなものでございますが、今、若干言われている雨漏りもありますので、これも改修の中に考えている項目の一つでございます。

遊戯室の大きさにつきましては、130人入ったとして、絶対に入りきれるとは言い切れないとは考えておりますが、現状ではこの遊戯室を活用して利用したいというふうに考えているところでございます。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

これは絶対無理ですよ。私のところの子ども3人とも行っていたので、生活発表会などに行きましたが、その時でも多かったです。これは拡張するのはいいですが無理だと思います。

これは提案なのですが、総合福祉センター、32年度末をもって廃止するようにしていますが、私は総合福祉センターの方が良いのではないかなと思っております。

駐車スペースも十分にあって子どもが遊ぶ場所もあります。施設が広くて、明るくて、冷暖房も効きます。面積は十分にあります。またふれあい棟、隣に体育館があります。雨の日外で遊べない時はあの中で遊べるのです。それから生活発表会も十分にあの中では出来ます。

私は総合福祉センターを廃止されるのであれば、あそこに保育所を持っていくべきじゃないかなと、調理室も広いのがあります。私はそのように思いますが、変更する予定はあるのか、検討する余地はあるのか、ここでは基本構想の中には入っていますが、その辺どうふうにかえられますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員の気持ちはよく理解するところではございますが、いま町立の統合に係る基本構想を仕上げて進めておりますので、ちょっと難しいのではないかなとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

確かにこの基本構想、古月保育所に選定と書いていますがよく考えて見て下さい。鞍手町の子どもです。次の世代を担う子ども達のためにと考えるのであれば古いところより新しい所、そういうふうを考えませんか。ただ保護者からすれば古月の保護者からすればちよっと遠くなります。だけどこれは室木、剣、みんな痛み分けですよ。

あそこは55号線から入りやすいし、是非検討するに、再興するに値するものだと私は思いますが、もう一度なにかあれば答弁していただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

先程も申しましたように構想が出来上がっておりますが、再度、古月保育所を1回現場を見に行つて中を見させてもらいました。先程議員がおっしゃいました人数等までは細かくは把握はしなかったのですが、町長になったときですから大分前ですからです。もう一度議員がおっしゃいますところは言つていいのかどうか、基本構想が。

○議長 星 正彦君

静粛にお願いします。

○議長 徳島 眞次君

古月保育所を出来かぎりきちっとした形で出来るようにして行きたいとそのように思つております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上で熊井照明君の質問を終了します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 14時59分